

新型コロナウイルスワクチン接種

18 歳以上のすべての方へ接種券を発送しました

問合せ ワクチン接種予約相談窓口 ☎0570-001-503

大規模接種会場や職域等の接種で利用できるように、18歳以上のすべての方へ接種券を発送しました。

町の接種会場での接種をご希望の方については、予約の混乱を避けるため、段階的に予約開始日を設定させていただきます。詳細は、今月号の折り込みをご覧ください。

※住民票の所在地以外で受けられる場合（特別な事情がある方のみ）がありますので、詳細は、保健センター（☎992-3170）へご連絡ください。

国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料の減免及び被保険者への傷病手当金の支給について

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

保険税又は保険料の減免

- ▶**対象** ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **全額免除**
②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ **全部又は一部免除**
ページ下部の「減免の要件」(1)～(3)を満たすこと
- ▶**必要書類** ページ下部参照

傷病手当金の支給

- ▶**対象（次の条件をすべて満たす方）**
- (1) 松伏町国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療被保険者であること
 - (2) 勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること
 - (4) 就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと
- ▶**支給対象期間** 就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間（待機期間）を除いた4日目以降の休みの期間（入院が継続する場合は最長1年6か月）
- ※4日目の休みが令和2年1月1日から令和3年9月30日までの期間に属することが必要
- ▶**支給対象日数** 就労対象期間において、就労を予定していた日数

介護保険料の減免について

問合せ いきいき福祉課 介護保険担当 ☎991-1886

- ▶対象 ①主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ⇒ 全額免除
②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者 ⇒ 全部又は一部免除
ページ下部の「減免の要件」(1)～(2)を満たすこと
▶必要書類 ページ下部参照 ▶申請期間 令和4年3月31日(木)まで

減免の要件

- (1) 事業収入や給料収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- (3) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

必要書類 申請には、主たる生計維持者の要件により次の書類が必要です。

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 【死亡の場合】 | 死亡診断書、死体検案書又は死亡診断書に準ずる医師による証明書 |
| 【重篤な傷病を負った場合】 | 医師の診断書 |
| 【事業等を廃止した場合】 | 事業廃止届等、事実確認ができる書類 |
| 【失業した場合】 | 雇用保険被保険者離職票等、失業したことがわかる書類 |
| 【事業収入等が見込まれる場合】 | 給与明細、帳簿の写し等、収入の減少がわかる書類 |